

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

不整地運搬車運転 技能講習受講申込書

フリガナ		性別	生 年 月 日		
氏 名		男・女	昭 平	年	月 日
住 所	(電話 - -)			郵便番号	
				〒 -	
免除の区分 (該当番号に○ を付け、資格 のコピーを添 付すること)	1	建設機械施工技術検定で1級に合格した者で実地試験においてトラクター系を選択しなかった者、又は2級の第2種から第6種までの種別検定に合格した者			
	2	大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者			
	3	自動車運転免許(大型、中型、準中型、普通)を有する者で、特別教育〔最大積載量1トン未満の不整地運搬車又は、機体重量3トン未満の小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)、(解体用)〕を修了後、作業経験が3ヶ月以上ある者 作業経験年数 年 月 ~ 年 月 まで (年 ヶ月)			
	4	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者			
資格名			※資格確認印		
交付番号		交付年月日			
所 属	事業所名		電話		
	所在地	〒	建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員		
事業主証明 又は 所属長証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。				(印)

平成 年 月 日
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者
(受講者本人)

(印)

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いて訂正印を押印すること。(修正液等使用不可) なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試験成績表					※合否の別	※ 修了証番号	第 号
学 科	走 行	荷 運 搬	力 学	法 令			
実 技	走 行 の 操 作		荷 の 運 搬		計	※ 修了証 交付年月日	平成 年 月 日
※記事欄							

講習会名	不整地運搬車運転技能講習
------	--------------

1. 講習科目と講習時間

【 学 科 】

講習科目	範 囲	講習時間
荷の運搬に関する知識	不整地運搬車の荷役装置及び油圧装置の構造及び取扱いの方法並びに荷の積卸し及び運搬の方法	4 時間
運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重	2 時間
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

【 実 技 】

講習科目	範 囲	講習時間
荷の運搬	基本操作 定められた方法による荷の運搬	4 時間

2. 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1. 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
2. 道路交通法の大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者	
3. 道路交通法の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者(労働安全衛生法関係の業務は、下記参照)	
4. 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者	

<p>上表の労働安全衛生法関係の業務は、右欄のとおり (労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量が3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務(業務経験としては、昭和49年9月以前の経験が対象となる。) 機体重量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務(業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。) 機体重量が3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務 機体重量が3トン未満の車両系建設機械(解体用)の運転の業務 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務(業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。) 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
---	--

資格証の写しを添付

運転免許証

技能講習修了証

建設機械施工技術検定合格証